

現行	改定案	備考
<p>第2章 開発事業に係る手続 第1節 開発構想の住民への周知、意見の聴取等 (略)</p> <p>【条例】 (住民への説明) 第11条(略)</p> <p>【規則】 (住民への説明) 第6条(略)</p> <p>【解説】 (略)</p> <p>■ 「市長が認める説明方法」とは、次のものをいいます。</p> <p>□ 訪問日を変えて3回訪問したが、戸別訪問の説明対象者が留守などで説明ができなかった場合における、住民への説明資料の <u>配布</u></p> <p>□ 説明対象の住民が横浜市外に居住している場合における、説明資料の送付</p>	<p>第2章 開発事業に係る手続 第1節 開発構想の住民への周知、意見の聴取等 (略)</p> <p>【条例】 (住民への説明) 第11条(略)</p> <p>【規則】 (住民への説明) 第6条(略)</p> <p>【解説】 (略)</p> <p>■ 「市長が認める説明方法」とは、次のものをいいます。</p> <p>□ 訪問日を変えて3回訪問したが、戸別訪問の説明対象者が留守などで説明ができなかった場合における、住民への説明資料の <u>投函</u></p> <p>□ 説明対象の住民が横浜市外に居住している場合における、説明資料の送付</p> <p>□ <u>戸別訪問による説明対象に共同住宅の所有者等が含まれ、セキュリティが高く共同住宅内に入れないときや戸別訪問を断られたとき等戸別訪問の実施が困難である場合は、次の方法に代えることができます。</u></p> <p><u>なお、所有者等とは、共同住宅の土地を所有する者又は建築物の全部若しくは一部を占有若しくは所有する者をいいます。</u></p> <p>① <u>当該共同住宅が分譲タイプである場合は、管理組合等に次のア、イ、ウの方法を提示し、実施可能な方法や意向を確認した上で、方法を選択することができます。</u></p> <p><u>なお、選択した方法で実施する前に、必ず戸別訪問の実施が困難である理由や管理組合等に確認した内容を横浜市に報告してください。</u></p> <p><u>ア 所有者等に対する説明会の開催</u> <u>イ 所有者等に対する説明資料の配布</u> <u>ウ 管理組合の理事会等に対する説明をした上での所有者等に対する説明資料の配布</u></p> <p>② <u>当該共同住宅が賃貸タイプである場合は、土地及び建築物の所有者に次のア、イの方法を提示し、実施可能な方法や意向を確認した上で、方法を選択することができます。</u></p> <p><u>なお、選択した方法で実施する前に、必ず戸別訪問の実施が困難である理由や土地及び建築物の所有者に確認した内容を横浜市に報告してください。</u></p> <p><u>ア 所有者等に対する説明会の開催</u> <u>イ 所有者等に対する説明資料の配布</u></p> <p><u>また、共同住宅の所有者等に対する説明会を開催する上で、次のことについて留意してください。</u></p> <p>① <u>標識を設置した日の翌日以後で、説明会を開催する7日前までに、開発事業の構想等の説明資料を配布してください。</u></p> <p>② <u>説明会の開催の通知（開催日時、場所など）は開催日の7日前までに所有者等に周知してください。</u></p> <p>③ <u>2回以上の開催日を設定し、所有者等が都合の良い日を選択できるようにしてください。</u></p> <p>④ <u>説明会の開催場所は、所有者等が参加しやすい場所としてください。</u></p>	<p>用語の修正。</p> <p>説明対象に共同住宅が含まれる場合において、戸別訪問が困難な状況が発生していることから、戸別訪問に代わる方法を新たに定めるもの。</p>

現行	改定案	備考
<p>■ 「市長が認める説明方法」を行った場合の意見書提出期限の取り扱いについて</p> <p>□ 訪問日を変えて3回訪問したが、個別訪問の説明対象者が留守などで説明できず、説明資料の配布に変えた場合は、「開発事業の構想に対する意見書」の意見書提出期限は3回目訪問日の翌日から起算して5日目を提出期限とします。</p> <p>□ 横浜市外の居住者に説明資料を送付した場合、当該地への資料到着予定日から起算して5日目を意見書の提出期限とします。</p>	<p>■ 「市長が認める説明方法」を行った場合の意見書提出期限の取り扱いについて</p> <p>□ 訪問日を変えて3回訪問したが、戸別訪問の説明対象者が留守などで説明できず、説明資料の投函に代えた場合は、「開発事業の構想に対する意見書」の意見書提出期限は3回目訪問日の翌日から起算して5日目を提出期限とします。</p> <p>□ 横浜市外の居住者に説明資料を送付した場合、当該地への資料到着予定日から起算して5日目を意見書の提出期限とします。</p> <p><u>□ 共同住宅の所有者等への戸別訪問の実施が困難であり、戸別訪問に代わる方法を実施する場合は、所有者等に対する説明会の開催又は説明資料を配布した日の翌日から起算して5日目を意見書の提出期限とします。</u></p>	<p>錯誤、用語の修正。</p> <p>説明対象に共同住宅が含まれる場合において、戸別訪問に代わる方法を実施した場合の意見書の提出期限について記載するもの。</p>